

改訂版

Q&A

弁護士
のための

SNS

の正しい
活用術



広島弁護士
実務研究会
編著

第一法規

[編著] 広島弁護士実務研究会

[体裁] A5判 / 264頁

[定価] 3,190円 (本体:2,900円+税10%)

弁護士業務でSNSを活用できるようになる!

利用におけるリスクやその回避方法まで、
SNS利用について網羅した1冊!

改訂版

弁護士
のための

SNSの
正しい
活用術

Q&A



本書の特長

Features 02

法令・規程違反や
懲戒請求のリスクを
どのように回避するか、
依頼者の信頼を
毀損しないために
どうしたらよいか、
SNS活用時の注意点が
分かる!

Features 01

SNSの活用術や注意点に関し、
具体的な場面・事例を
想定して詳しく解説!

Features 03

SNS関連の用語解説に加え、
依頼者・相手方・
自身の事務所職員が
SNSを利用する際の
業務への影響にも言及!

1 SNSの前提知識

(1) 各SNSの比較・用語

Q3 SNSにはどのような種類があるのですか。

Q4 SNSの機能や用語がわかりません。

A3 X (旧 Twitter)、Facebook、LINE、Instagram などがあります。
本書では X や Facebook に関する記述を中心とします。

A4 以下の解説において主たる SNS とその用語等について説明します。

第1 弁護士がSNSを始めてみる

COLUMN.2

オフ会とは

オフ会とは、オフラインでの会合を指し、SNS 上などでやりとりをしている人たちと実際に会って飲み会などを開くことを意味することが多いと思います。これは、法律関係者に限らず、しばしば開かれているものです。「SNS 経由で実際に人と会うなんて危ない」という意見はよく耳にしますし、実際に危険なケースがあるのも事実です。特に1対1で会う場合などには注意が必要でしょう。ただ、「法曹関係者」「弁護士」というスクリーニングが一応はかかっているため、全く情報が何もない場合よりはリスクは低いと思われる。実際、人権大会や各弁護士の大会の公式懇親会とは別に、いろいろな地方から現地に来た弁護士が集まってオフ会を開くということはしばしば行われています。そこで知り合いになった弁護士と、その弁護士がいる事件が来たら紹介す

普段自分の所属単位
なから、
加してみるのも面白い
用している方はなか

原則として140字以内の文章投稿サイト」などと説明されて「オンサービス(プレミアム)の長文を投稿することができるよは修正できず、投稿者が削除承認登録をしたユーザーは過去しました。スペースというライブのアカウントからの配信ができの通信(非公開の直接のやアカウントを開設して、情報発

裁判例紹介

- ① 画像付きの元ツイートが画像の著作権者の公衆送信権を侵害しているとき、リツイートでこれを拡散することが直ちに公衆送信権侵害には当たらないとされた事例
- ② リツイートによる画像のトリミング表示が、画像の著作権者に対する同一性保持権侵害に当たるとされた事例

知財高判平成30年4月25日民集74巻4号1480頁/平成28年(ネ)10101号(28262181)

事案の概要

写真家Aが撮影した画像を自分のブログに掲載していたところ、何者か



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
https://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

第1 弁護士がSNSを始めてみる

はじめに

1 SNSの前提知識

- (1) 各SNSの比較・用語
- (2) アカウントの作成
 - ア 実名で利用するに当たっての留意点
 - イ 匿名での利用の場合
 - ウ アイコンや背景画像について
 - エ 関係規定等

2 SNSとブログ・HPの違い

3 SNSのメリット・活用法

COLUMN.1 Facebookの弁護士向けグループ例

COLUMN.2 オフ会とは

4 友達申請やフォロー相手の選択

- (1) 申請する・される場合に注意すること
- (2) 実際にやりとりをするに当たって

COLUMN.3 弁護士同士の居酒屋での会話

5 SNSを受任事件に利用するに当たって

第2 弁護士がSNSを私的な場面で利用する

1 プライベートな投稿

2 私的な投稿にまつわるトラブル

- (1) 名誉毀損
- (2) プライバシー侵害
- (3) 肖像権侵害
- (4) 著作権侵害

3 その他の投稿、SNS独自機能の注意点

第3 弁護士がSNSを業務の場面で活用する

1 弁護士が負う守秘義務について

2 刑事事件に関する投稿

- (1) 進行中の事件について
- (2) 終了した事件について

3 民事事件・家事事件に関連する投稿

- (1) 相談・受任段階の事件について
- (2) 進行中の事件について
- (3) 終了した事件について

4 受任していない事項に関連する投稿

第4 SNSを利用しない弁護士もSNSを知っておく

- 1 法律事務所の事務員がSNSを利用するに当たって
- 2 司法修習生がSNSを利用するに当たって

第5 弁護士の情報管理

- 1 従前から指摘されている情報管理
- 2 インターネット時代の弁護士の情報管理
 - (1) 事件記録の管理・情報の共有について
 - (2) メール・メーリングリストについて

裁判例紹介

- 1 文書作成者自身が投稿した文書の写真を、第三者がコメントを付して投稿した行為の著作権侵害性
- 2 法人による名誉毀損
- 3 TwitterにYoutube動画を投稿した際の名誉毀損の成否
- 4 スクリーンショットを添付した投稿と著作権侵害の有無
- 5 未確定の訴訟事件に関する訴訟代理人弁護士のSNS投稿による名誉毀損の成否
- 6 SNS投稿による名誉毀損につき、投稿の一部は真実性の抗弁が認められ、一部は真実性の立証がないとされた事例
- 7 名誉毀損投稿をリツイートした者の賠償責任
- 8 ①Twitterの仕様上なされる画像のトリミング表示につき、画像の同一性保持権との関係で「やむを得ないと認められる改変」(著作権法20条2項4号)として、同一性保持権侵害に当たらないとされた事例
②イラストのトレース疑惑を追及するツイートについて、真実性の抗弁により名誉毀損が成立しないとされた事例
- 9 地方議会の参考人に関する議員の投稿と公正な論評の法理
- 10 逮捕報道を転載して事実を適したツイートの削除が認められた事例
- 11 プロフィール画像への第三者の写真の使用
- 12 記事を引用したツイートによる名誉毀損
- 13 クチコミ投稿における名誉毀損の成否
- 14 リツイートにより添付画像がトリミング表示された結果、画像の氏名表示部分が見切れることが、画像の著作権者に対する氏名表示権侵害となるとされた事案
- 15 なりすましアカウントについてのログイン情報開示請求
- 16 ①画像付きの元ツイートが画像の著作権者の公衆送信権を侵害しているとき、リツイートでこれを拡散することが直ちに公衆送信権侵害には当たらないとされた事例
②リツイートによる画像のトリミング表示が、画像の著作権者に対する同一性保持権侵害に当たるとされた事例
- 17 なりすましアカウントへの対応

お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規ストア

検索



キリトリ線

| 申込書 (第一法規刊) | | |
|--------------------------------------|------------------------------|----|
| 書名 | 価格 | 部数 |
| 改訂版 Q & A 弁護士のためのSNSの正しい活用法 [021857] | 定価 3,190円 (本体 2,900円 + 税10%) | 部 |

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について
一回あたりのご購入金額
(商品の税込価格+送料)の合計が

1万円以下の場合、330円(税込)
3万円以下の場合、440円(税込)
10万円以下の場合、660円(税込)

※送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者
に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用
いただけません。

年 月 日

| | | |
|-------------|--|-----|
| 〒 | — | — |
| ご住所 | | |
| 事務所名 | <input type="checkbox"/> 公用 <input type="checkbox"/> 私用 | |
| フリガナ ご氏名 | TEL | — — |
| | E-mail | @ |

お客様の個人情報の
取扱いについて

お客様より預かりした個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daichihokai.co.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
☎FAX.0120-302-640

書店印